

課題番号	No.2	ワークスタイル																																																							
所管課	総務市民局人事課																																																								
課題 (再検討後)	中高生の学校行事や通院の送迎等がある場合、子育て支援休暇を取得できないため、子育て支援休暇制度を中学3年生まで対象としてほしい(福岡県・下関市並み)。																																																								
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	<p>休暇制度の拡充は地方公務員法で国や他都市との均衡を求められているため、引き続き検討したい。</p> <p>《参考》国はR7.4より、「小学校就学前まで」から「小学校3年生修了まで」に引上げる。政令市のうち本市を含む18市は「中学校就学前まで」としており、すでに改正後の国の基準を上回っている。</p>																																																								
今後の検討の 方向性 (R7.5)	<p>○国や他都市との均衡は、勤務条件全般に適用される基本的原則である。 また、有給の特別休暇である「子育て支援休暇」制度の拡大については、本市職員の優遇と捉えられないよう、国・他都市の趨勢や第三者機関である人事委員会勧告・報告の内容等を見ながら、慎重に取り扱う必要がある。</p> <p>○一方で、子育てと仕事の両立支援策の充実はこれまで進めてきており、 R7.4～:子育て部分休暇の新設(無給)…1日あたり2時間を上限とする休暇制度 対象は小学6年生まで、ただし障害を持つ子を養育する場合は中学3年生まで 子育て中の時間外勤務の制限の対象年齢の拡大…「3歳まで」→「小学校就学前まで」に拡大 を実施したところ。</p>																																																								
今後の検討の 方向性 (R7.10)	<p>○国や他都市との均衡は、勤務条件全般に適用される基本的原則である。(地方公務員法第24条) また、有給の特別休暇である「子育て支援休暇」制度の拡大については、本市職員の優遇と捉えられないよう、国・他都市の趨勢や第三者機関である人事委員会勧告・報告の内容等を見ながら、慎重に取り扱う必要がある。</p> <p>○本市は、休暇制度全体としてみれば、複数の休暇で国の水準を上回っており、子育て支援休暇をすぐに中学3年生まで引き上げることは、地方公務員法の原則からいっても、慎重に検討すべきことと考えている。</p> <p>○一方で、子育てと仕事の両立支援策の充実を進めており、均衡の原則の範囲内で R7.4～:子育て部分休暇の新設…部分休業の延長として小学生を対象とする本市独自の制度を新設 R7.10～:子育て部分休暇の改正…部分休業の改正にあわせ、子育て部分休暇の取得を柔軟化 を代替策として実施した。</p>																																																								
検討スケ ジュール (R7.10)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>令和6年度</th> <th colspan="5">令和7年度</th> <th colspan="4">令和8年度</th> </tr> <tr> <th>1～3</th> <th>4～6</th> <th>7～9</th> <th>10～12</th> <th>1～3</th> <th>4～6</th> <th>7～9</th> <th>10～12</th> <th>1～3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国や他都市の状況調査</td> <td>勤務条件交渉に向けた検討</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>総務省ヒアリング</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>人事院・人事委員会勧告</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>職員団体との意見交換</td> <td>職員団体との勤務条件交渉</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	令和6年度	令和7年度					令和8年度				1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	国や他都市の状況調査	勤務条件交渉に向けた検討									総務省ヒアリング									人事院・人事委員会勧告								職員団体との意見交換	職員団体との勤務条件交渉								
令和6年度	令和7年度					令和8年度																																																			
1～3	4～6	7～9	10～12	1～3	4～6	7～9	10～12	1～3																																																	
国や他都市の状況調査	勤務条件交渉に向けた検討																																																								
	総務省ヒアリング																																																								
	人事院・人事委員会勧告																																																								
職員団体との意見交換	職員団体との勤務条件交渉																																																								

課題番号	No.72	ルール						
所管課	総務市民局総務課、●市議会事務局政策調査課							
課題 (再検討後)	議員からの行政事務照会については、現状明確なルールが定められていないため、緊急ではないのに非常に短期間での回答を求めるものや、大量に資料を求められるもの、回答内容に変更がないのに何度も照会されるものなどがある。個別の事情には考慮しつつも、一定のルールを定め、円滑な運用につなげられないか。							
(参考) 再検討前の 課題に対する 制度所管局の 回答 (R6.11)	議員からの行政事務照会についてルールを定める。							
今後の検討の 方向性 (R7.5)	令和7年2月改選後の議員説明会の際に配布した「北九州市議会の概要」(議員向け資料)において、回答期間、取得した資料の利用方法等一定の基本的事項を新人議員に周知した。 また、議会の持つ執行機関に対する調査権、監視権等を踏まえて、議員その他の関係者の意見を聴きながら、議員が照会を依頼する際の留意点等を整理し、全議員に周知することを検討している。							
今後の検討の 方向性 (R7.10)	令和7年6月13日、文書(「行政事務照会に関して気を付けて頂きたいこと」)を全議員へ配布し周知したことで、対応を完了。							
検討スケジュール (R7.10)	令和6年度	令和7年度						
	1 議員説明会 の実施 令和7年2月定例会	2 議員等の意見聴取・ 事前説明	3 文書の 配布等	4	5	6 解決策の 実施	7	8